



保育士修学資金貸付事業の

申込みを検討中の方へ



令和4年4月1日から民法改正に伴い、成年年齢が18歳へ。
親権者（法定代理人）の同意がなくても、貸付制度などの契約もできるようになりました。
貸付の申込みを検討されている場合は、次の内容をよく読んで貸付申込の
手続き（申請といいます）をしてください。

1.貸付制度とは

一定の目的を達成するための資金（お金）を借りて、目的を達成する制度です。そして、神奈川県
社会福祉協議会とお金を借りる人との契約（法律では「消費貸借契約」といいます）となります。

貸付金（借りたお金）は返還（お金を返す）する義務があります。

ただし、決められた条件が満たされた場合、貸付金の返還免除（お金を返さない）の申請（申込手
続き）ができるようになり、審査の結果、承認（認められる）されるとお金は返す義務がなくなり
ます。

貸付の申込み（貸付申請）をする場合は、必ず連帯保証人（「2.連帯保証人とは」をよくお読みく
ださい）が必要となります。

2.連帯保証人とは

貸付申請者が借りたお金を、貸付申請者とともに返還する義務があるため、20歳以上で、原則
として65歳未満の安定した収入のある方でないと連帯保証人にはなれません。

また原則、連帯保証人を変更することはできません。

連帯保証人となる方も、貸付制度を理解したうえで貸付申請をしてください。

3.その他

貸付には審査があります。貸付申請した方すべてに貸付するものではありません。



へんかんめんじょ 〈返還免除の申込ができる条件〉

1. 養成施設（学校）を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、神奈川県内の保育所等で継続して常勤的に5年間、保育士業務に従事（働く）することが条件となります。

※幼稚園教諭として従事（働く）する場合は、貸付金の全額返還となります。

2. 養成施設（学校）を卒業後、すぐに指定された保育士業務に従事し、貸付金が返還免除されるまで、すぐ返還しなくても良いための手続き（返還の開始を延ばす手続き（返還猶予といいますが））が必要です。
その他にも各種手続きがあり、その都度、申請をして承認を受ける必要があります。

3. 養成施設を退学または卒業後、神奈川県内で従事しない場合やすぐに退職した場合、返還免除対象業務以外で従事する場合、貸付金の全額返還となります。

※ 返還免除対象業務については、かながわ福祉人材センターのホームページ等で確認ください。



※ 詳細については、かながわ福祉人材センターのホームページ等で確認ください。

〈お問合せ先〉

神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター
福祉人材センター 貸付担当 電話 045-312-4816

※月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～17:00